

犬山市地域経済循環創造事業補助金に係る事業募集要領

（目的）

第1条 この要領は、地域金融機関等からの融資を受け実施される地域資源を活かした先進的かつ持続可能な事業を促進し、地域における経済循環に寄与することを目的として当該事業を実施する民間事業者等に対して、予算の範囲内で犬山市地域経済循環創造事業補助金を交付することについて、犬山市地域経済循環創造事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領における用語の意義は、要綱又は総務省が定めた地域経済循環創造事業交付金交付要綱（以下「総務省要綱」という。）において使用する用語の例によるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規事業 犬山市内で新たな事業を始めることをいう。ただし、単なる事業の拡大（犬山市外で既に実施している事業を犬山市内で新たに開始する場合）、その他市長が新規事業とみなさない事業は除く。
- (2) 補助事業 総務省要綱第10条の規定により市長が交付決定を受けた事業をいう。
- (3) 補助事業者 総務省要綱第10条の規定により市長が交付決定を受けた事業者をいう。
- (4) 審査委員会 要綱第17条の規定により設置する犬山市地域経済循環創造事業補助金審査委員会をいう。

（対象事業）

第3条 補助金の対象となる事業は、総務省要綱第4条に規定のあるもののほか、以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 産官学金労言の連携により、犬山市の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。
- (2) 新規事業であること。

- (3) 犬山市の新たな雇用創出に期待できる事業であること。
- (4) 事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な犬山市の課題への対応の代替となること。
- (5) 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。
- (6) 地域金融機関からの融資を検討していること。
- (7) 要綱第4条に規定する補助対象経費のうち、民間事業者等が地域金融機関、日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫から受ける融資額又は、一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額（以下「融資額等」という。）の総額が、要綱第5条に規定する補助金の額と同額以上であり、当該融資は無担保（補助事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。）の融資であること。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、総務省要綱第10条に規定する交付金の交付決定の日から要綱第14条に規定する実績報告をした日までに要した次の表に掲げる経費とする。

経費の区分	内容
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物附属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕並びに購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費（事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む）
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、交付金事業者と

	連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。 ただし、交付金事業者が直接行う調査研究に係る経費は除く。
--	--

（補助金額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費から金融機関等の融資額等及び補助事業者の自己資金等の合計額を差し引いた額とし、1事業当たりの限度額を1,000万円とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助対象期間）

第6条 この補助金を交付する期間は、交付決定を受けようとする年度を含めて最大2年とする。

（スケジュール）

第7条 令和7年度の事業スケジュールは次のとおりとする。

5月16日（金） 公募開始

7月15日（火） 公募締め切り

7月17日（木） 企画広報課と申請者のヒアリング

7月23日（水） 審査委員会

※以降、犬山市が申請予定事業について総務省への事前相談を実施後、総務省への本申請を行う。その後、国から交付決定された事業の着手は事業者が10月以降に実施予定。

（提出書類）

第8条 提出書類及び部数は次のとおりとする。

なお、提出は紙媒体で15部提出し、同一書類のPDFデータを提出すること。

ア 犬山市地域経済循環創造事業補助金交付申請書（様式第1）

イ 総務省が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書（別記様式第1号-1、1号-2）

ウ 収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料

エ 工程表その他の完成までのスケジュールが分かる資料

オ 市税等の滞納が無いことを証明する書類

カ 事業概要がわかる概略図や構想図

キ 申請に係る事業の実施期間が一の年度を超える場合は、総務省が定める交付金申請調書（別記様式第1号 別紙1）

ク 第9条ただし書の規定により事前着手を行う場合は、総務省が定める交付決定前着手届（別記様式第2号）

ケ 審査委員会の審査基準各号に掲げる項目を説明する書類

コ その他市長が必要と認める書類

（提出先及び提出方法）

第9条 提出先は以下のとおりとする。

住所 〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地

担当 犬山市役所 経営部 企画広報課 企画担当

電話 0568-44-0312

Mail 010100@city.inuyama.lg.jp

（2）提出方法は郵送（配達証明付書留郵便による郵送に限る。第7条スケジュールの公募期間内必着とする。）又は持参（土日祝日は除く。）により提出すること。なお、提出書類のPDFデータは電子メールにて送付すること。

（申請に関する留意点等）

第10条 申請に関する留意点等は次の各号に掲げるとおりとする。

（1）創業から3年以上継続して事業を行う予定であること。

（2）応募については1者につき1提案のみ受け付ける。

（3）虚偽の記載をした申請書等は、無効とする。

（4）要綱第3条に規定する要件を満たさない者又は補助事業者を選定するまでの間に、要綱第3条に規定する要件を満たさなくなった者が提出した申請書等は、無効とする。

（5）申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とし、提出された書類は、原則として返却しない。

（6）事業の内容・規模等については、市と事業者の双方で確認の上、変更する場合がある。

(選考方法)

第11条 選考方法は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 企画広報課における確認

提出された申請書等により書面審査及びヒアリングを行い、要綱及び本要領に合致しているかの確認を行う。この確認を通過した提案を、審査委員会に諮る。

(2) 審査委員会における審査

本市が総務省所管の地域経済循環創造事業交付金へ申請する事業を選定するため、透明性及び公平性を確保し、適正に事業を選定することを目的とした審査委員会に諮問する。審査委員会の審査を通過した提案を、国の審査に諮る。

(3) 国における審査

国において、事業内容の審査を行い、交付又は不交付を決定する。国から交付決定を受けた提案について、市から申請者に犬山市地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書（様式第2）により交付の通知を行う。国から不交付決定を受けた提案については、市から申請者に任意様式にて不交付の通知を行う。

(審査基準)

第12条 審査委員会の審査基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

N0	審査項目	評価の判断基準・着眼点	配点	
1	地域資源の活用	・市内の名産品、特産品、地元名産の原材料等の市内の資源を活用する事業であるか。	3	活用している
			2	概ね活用している
			1	あまり活用していない
2	雇用計画	・地域人材の雇用計画及び育成計画に具体的かつ確実性があるか。	3	具体性・確実性がともにある
			2	概ね具体性・確実性がともにある

			1	あまり具体性・確 実性がない
3	公共的な 地域課題 の解決	・地域経済の循環、関係人口の増加、耕作放棄地の解消、空き家の利活用等、当市の地域課題の解決につながる事業であるか。 ・犬山市総合計画、その他の市計画に掲載されている課題等と合致するか。 ・単に空き家改修して活用するものや、単なる施設整備や事業拡大など、地域への波及効果や課題解決効果が見受けられない事業ではないか。	3	解決に繋がる
			2	概ね解決に繋がる
			1	あまり解決に繋がるとは言えない
4	事業の 新規性・ モデル性	・事業者にとって新規ビジネスであるか。 ・単に生産量を増加させるもの、工場を増設するもの等の既存事業の拡大等ではないか。 ・市内で前例のない取り組みであるか。 ・市内の類似事業との整理がついており、非競合性が確保できている事業であるか。	3	合致している
			2	概ね合致している
			1	あまり合致していない

5	リスクに対する回避策	・事業に内在するリスクを認識しており、そのリスクに対する回避策があるか。	3	綿密な検討がされている
			2	概ね検討がされている
			1	あまり検討されていない

(2) 委員長及び各委員の審査合計点が満点の7割以上を合格とする。

(3) 同一年度で複数の申請があり、審査の結果複数の事業が合格となった場合は、各委員の審査合計点が最も高い事業を補助対象者とする。

(4) 本市予算から、前項の事業補助額を除いた金額が次点順位の事業を上回る場合は、次点順位の事業においても補助対象者とする。

(5) 選定結果の通知は、選定を受けた全ての者に対して通知する。
なお、結果に関する問合せ、異議申立ては受付けないとともに、選定経緯については公表をしない。

(失格)

第13条 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (3) 事業の採否の働きかけを行う目的で、事業者等又はその関係者が直接又は間接に本市職員等と接触をもった場合
- (4) 未提出書類があった場合

(その他)

第14条 その他事項は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の計画内容は、原則変更できないものとするが、総務省及び本市との調整の中で、補助金の目的を達成する上で必要があるときは、本市の承認を受けた上で変更するものとする。
- (2) 補助金額は、原則、増額できないものとする。

- (3) 申請にあたり、総務省要綱及び地域経済循環創造事業交付金に係る総務省ホームページ等を参照すること。
- (4) 市からの補助は、国において採択された場合にのみ行う。また、補助金額については、国からの採択金額を上限とする。
- (5) 他の補助金等との併用は不可とする。
- (6) 補助金支給のための審査・検査に協力すること。
 - ア 補助金額確定のための審査に必要な書類等を整備・保管していること。
 - イ 補助金額確定のための審査において、市から必要な書類等の提出を求められた場合に応じること。
 - ウ 市の実地検査を受け入れること。
- (7) 国において採択された場合、市から交付決定が行われた後でなければ、補助事業に着手（初期投資に関する着工・購買手続き等）することができない。ただし、総務省要綱別記様式第2号の提出があった場合はこの限りではない。
- (8) 要綱第6条第2項ただし書の規定により消費税等仕入控除税額を減額していない経費があるときは、消費税等仕入控除税額を把握した時に総務省要綱に定める仕入控除額報告書（別記様式第10号）を提出すること。
- (9) 補助事業の完了（初期投資に関する完工、納品等）は、可能な限り交付決定を受けようとする年度の3月中旬までに終わらせること。ただし、事業実施期間が2年の想定の場合で、総務省要綱別記様式第1号別紙1の提出があった場合はこの限りではない。
- (10) 市から補助事業者への補助金の支払いについては、地域金融機関との融資契約の締結が事実となったことを確認してから行う。
- (11) 事業終了後又は会計年度が終了したときは、速やかに、活動内容、成果等を記載した事業実績報告書又はそれに準ずる書類を提出すること。あわせて、地域経済循環創造事業交付金事業

報告書（任意様式）、地域経済循環創造事業交付金対象経費整理表（任意様式）を提出すること。複数年度の場合、総務省要綱に定める地域経済循環創造事業交付金 交付金実績調書（別記様式第7号別紙1）を提出すること。

(12) 補助事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、総務省要綱に定める取得財産等管理台帳（別記様式第8号）を備えること。

(13) 補助事業者は、事業年度に取得財産等があるときは、総務省要綱に定める取得財産等管理明細表（別記様式第9号）を提出すること。

(14) 補助事業者は、交付金事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後総務省要綱に定める事業化収益状況報告書（別記様式第14号）を提出すること。